

令和8年4月16日

鳥取県内のタクシー運賃改定の申請がありました

令和8年4月13日、鳥取地区（旧鳥取県地区）のタクシー事業者から、下記のとおり運賃改定を求める申請書が提出されましたので、お知らせいたします。

なお、本申請日から3ヶ月間、鳥取地区の他事業者からの申請を受け付け、申請書を提出した事業者の合計車両数が、同地区の事業者全体の車両数の5割以上となった場合には、運賃改定に係る手続きを開始することとなります。

記

1. 申請概要

(1) 申請者

法人名：日本交通株式会社
住 所：鳥取県鳥取市雲山219番地
法人名：鳥取自動車株式会社
住 所：鳥取県鳥取市雲山219番地

(2) 申請理由

労働条件及び経営の改善を図るため

(3) 運賃改定申請の内容（※普通車申請分）

・日本交通株式会社

車種	初乗距離・運賃		加算距離・運賃		時間制(30分毎)	
	現行	申請	現行	申請	現行	申請
普通	1,500m 740円	1,308m 800円	279m 90円	250m 100円	3,300円	4,150円

・鳥取自動車株式会社

車種	初乗距離・運賃		加算距離・運賃		時間制(30分毎)	
	現行	申請	現行	申請	現行	申請
普通	1,500m 740円	1,374m 800円	279m 90円	263m 100円	3,300円	3,950円

2. 申請受付期間

令和8年4月13日 ～ 令和8年7月13日

3. 鳥取地区におけるタクシー事業者数及び車両数（令和8年4月13日現在）

24事業者（福祉輸送限定事業者を除く。）

521両（福祉輸送限定車両を除く。）

4. 直近の運賃改定状況

前回改定：令和5年12月25日実施

【問合せ先】

自動車交通部 旅客第二課

TEL 082-228-3450

担当

やまなか たけたに

山中・竹谷

鳥取運輸支局 輸送・監査担当

TEL 0857-22-4120

担当

まるやま きむら

丸山・木村